

参考資料：被災者医療について（東日本大震災の例も含めて）

1. 災害医療について

日本では地震、津波、台風、火山の爆発など様々な災害が発生し、そのたびに尊い命が奪われ、怪我人も多数発生しています。

被災者支援対策として、住宅・生活支援のほか、1959年（昭和34）の伊勢湾台風以来、被災者の保険診療における特例措置（一部負担金の免除等）や、被災医療機関における概算請求などの施策が講じられてきました。

1995年の阪神淡路大震災のほか、近年では2011年2月の新潟豪雪、3月の東日本大震災、2014年9月の御嶽山噴火等において、被災者医療の特例通知が出されています。

2. 東日本大震災被災者の医療特例措置の概要

2011年3月の東日本大震災では、保険診療について主に以下の特別措置がとられました。

- (1) 資格確認の特例（被災者の保険証なし受診を保険診療扱いとする）
- (2) 被災医療機関における診療報酬の概算請求
- (3) 一部負担金等の支払猶予・免除の取り扱い

当初、患者の窓口一部負担金は「猶予」とされましたが、その後、下記条件に該当する場合は「免除」とされました。

以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方
- ⑥ 原子力発電所の事故による政府の避難指示・屋内退避指示の対象の方

一部負担金の支払猶予・免除については、当初5月末までとされましたが、その後翌年2月まで延長され、以降、居住地域等の条件によって再度延長されるなどしました。

しかし当時、免除・猶予対象者は何回も追加・改編され、これら通知の周知も不十分であったことなどから、本来は免除されるべき一部負担金を徴収してしまったケースも多発しました。このため、被災者が保険者へ償還払い請求するしくみも整備されました。

今回の熊本地震でも多くの家屋が被災し、多数の避難者が出ています。

すでに(1)の通知は発出され、(2)の通知も近日出される予定ですが、東日本大震災の前例に ならない、(3)被災者の窓口負担減免措置を早急に整備することが求められます。